

広島県教育委員会規則第九号

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月十三日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号。以下「就学区域規則」という。）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表中

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立広島西特別支援学校
医療法人西本会安浦病院に入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立黒瀬特別支援学校
独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立広島西特別支援学校

を

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成三十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この教育委員会規則の施行の日の前日に広島県立黒瀬特別支援学校の高等部に在学する生徒（医療法人西本会安浦病院に入院している生徒に限る。）のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学すべき特別支援学校については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。